

長野市ものづくり支援センター使用に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、長野市ものづくり支援センター（以下「センター」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(休日)

第2 センターの休日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、センターの施設を利用することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開館時間)

第3 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該時間を超えてセンターの施設を利用することができる。

(使用許可施設)

第4 センターの使用許可施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) クリーンルーム
- (2) レンタルラボ
- (3) 起業化支援・研究ゾーンの各施設
- (4) 産学行交流室

(使用許可条件)

第5 長野市財務規則（平成6年長野市規則第3号）第147の2第1項に定める条件に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない条件をつけるものとする。

- (1) センターの施設での火気の取扱いに注意するとともに、施錠の励行に努めること。
- (2) センターの施設及び備品を損傷し、汚損し、又は紛失しないこと。
- (3) センター内では公害防止等の環境保全に努めること。
- (4) レンタルラボをやむを得ず改造する場合は、市長に申し出て、了承を得ること。
- (5) 自己の責めに帰すべき事由によりセンターの施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- (6) 個人にあっては、本人の住所をセンター所在地で届け出ないこと。
- (7) 法人にあっては、法人の所在地をセンター所在地で登記しないこと。
- (8) 駐車場の使用は、1施設につき1台以下とする。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が指示すること。

(使用者の費用負担)

第6 使用者は、次の各号の費用を負担すること。

- (1) 第4第1号、第2号及び第3号に設置する機械類の設置及び撤去に要する費用
- (2) 第4第2号及び第3号で使用する電気、電話等の工事に要する費用
- (3) 第4第1号、第2号及び第3号で使用する電気、上下水道、電話等の使用料
- (4) 第4第2号及び第3号の蛍光管、破損ガラスの取替え等設備の軽微な修繕に要する費用
- (5) 第4第2号及び第3号の改造に要する費用
- (6) 第4第1号、第2号及び第3号の原状回復に要する費用
- (7) 研究開発により生じる廃棄物の処理に要する費用

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し平成17年4月1日から適用する。